

岡山県自然環境保全審議会 全体会議 議事概要

1 日 時 平成24年3月21日(水) 午前10時～午前12時

2 場 所 岡山市中区古京町1-7-36
三光荘 アトリウムホール(2階)

3 諮問事項

- 生物多様性おかやま戦略(仮称)の策定について(平成23年8月19日 諮問事項1)
- 第11次鳥獣保護事業計画の決定について(平成23年8月19日 諮問事項2)
- 第4期ツキノワグマ保護管理計画の決定について(平成23年8月19日 諮問事項3)
- 第3期ニホンジカ保護管理計画の決定について(平成23年8月19日 諮問事項4)
- 第3期イノシシ保護管理計画の決定について(平成23年8月19日 諮問事項5)

4 議事の進行及び内容

(事務局) 議題に沿って議事に移らせていただきたいと存じます。部会決議内容の報告が3件及び諮問案件が5件です。

会 長 まず部会決議内容の報告をお願いします。

委 員 平成24年3月21日付け諮問事項1の指定希少野生動植物の指定について、及び同日付け諮問事項2の保護推進指針について、慎重審議の結果、全会一致で「原案は適当である」とことといたしました。

委 員 平成24年3月21日付け諮問事項3の温泉動力装置に係る許可については、慎重審議の結果、全会一致で「原案は適当である」とことといたしました。

会 長 いずれも適正な決議と思われまので、諮問事項1、2、3につきまして同意し、審議会の決議とさせていただきますと思います。
それでは、全体会議の審議に入ります。

(事務局) (生物多様性おかやま戦略(仮称)骨子案について説明)

委 員 県内の各市町村等にある自然史博物館関連施設あるいは県内の大学等の研究機関等と綿密な連携、そのあたりを今後どういうふうにお考えいただいて、構築していくのか教えていただきたいと思います。

(事務局) 県内の関係機関については、調査を行った上で整理をさせていただき、連携を模索してまいりたいと思います。

委 員 第4章、目指すべき姿と基本的施策の方向、第1節の1に「野生生物と人間がともに生存していくことのできる豊かな自然環境を保全」とありますが、具体的にどういう方向にもっていくのか、どういうイメージでこういう言葉を載せてらっしゃるのかをご説明いただければありがたいです。

(事務局) 人間が開発や活動等によって野生生物の種であるとか、生息環境を奪っていきような状況が少なくなっていく、あるいは配慮されて保全が進んでいっているとか、これらに折り合いがついて保全が進んでいるというようなことをイメージしておりますが、現段階では、それ以上具体的なイメージができておりません。

委員 第1の危機とか第3の危機に対してどう我々が対応していくのか、その結果どうなるのかという筋書きの上にこれが来ればいいと思います。

(事務局) もう少し具体的にイメージしていただけるようにプロセスといいますか、素案の段階では、もう少しイメージしやすいような形で整理させていただけたらと思います。

委員 「戦略」という言葉に非常に引っ掛かります。「戦略」という言葉を聞いたときには、多分に自然を、「戦略」なので人間が優位に立っているようなイメージが浮かびます。

会長 各地域ごとにブレークダウンしてということで、おりてきています。言葉としては、引っ掛かりますが、せざるを得ないというところが多分にあるわけで、内容としてご理解いただきたいと思います。

先ほどご指摘のあった具体性に欠けるという話ですが、多様性そのものが、生態系から遺伝子まで、そういう多様性を階層的に含んでいますので、それを一々非常に細かく具体的に書くことは、無理だろうと思います。どれか特別なものを取り上げて、それで取り上げられなかったものは要らないのかという話に、逆になりかねません。抽象的ですが、生物の多様性というものを維持、保全していくという方針として理解しておくというところで仕方ないのだろうと思います。

委員 ここのところには、抽象的な言葉でしか書けないと思っておりますが、例えば、里山を戻すためには、我々の生活パターン、ライフパターンそのものを変えないとというようなイメージが、ここの中に入るべきなのかどうかというのが気になったところです。

会長 具体的に生物名が挙がってくると、それをどうするかという具体策も挙がって、対応はとれますが、一般的には、野生の生物多様性を保全していくという言葉でやっていかななくては仕方ないだろうと思います。

5年ごとに見直しをするという項目も入っており、何か今後、非常に大きな環境変化が起こってきたり、あるいは人間生活の変化が起こって、具体的に何か問題が起こったときには、当然、変えていくこととなります。

委員 県の他の部に関係する内容が、さらに、市町村に協力を求めているといけな部分も出てくると思いますが、部間の調整、市町村との連絡調整についてどういう考えなのか、お聞きしたいと思います。

(事務局) 関係部局にしっかり説明を行い、ご意見を頂戴しながら、作ってまいりたいと考えております。市町村にも、積極的に意見を伺うようなことも考えてまいりたいと思っております。

委員 例えば川では、漁協が川に稚魚を放流しているのが現状ですが、以前からその川にいた生きものたちがちゃんと産卵ができるような川にもっていき、田んぼではオタマジャクシほか、昔はいた生きものが、せめてこれだけの種類の生きものは田んぼにいるようにという方向で、具体的な例があってもよいのではないのでしょうか。

会長 環境があるわけですから、自然だけ、生物だけを取り出してどうするかということではできません。例えば農林の環境、建設の環境などいろんなところと関係しており、それぞれの自然以外のところの部署も当然考慮していただきながら、所轄の部分伸ばしていただかなくてはなりません。自然側からだけでなく、産業、生活、経済でもできるだけ配慮してやるということを方針として書いておかななくてはならないと思います。

このような意見を踏まえ、この骨子案をもとに素案をまとめていただきたいと思います。

全委員 (異議なし)

会長 素案をつくるということで、継続審議という形で、よろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

(事務局) 現在、生物多様性おかやま戦略(仮称)という名称となっておりますが、今後は正式な名称として、仮称をとって策定していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

会長 国からおりてきている話で、やむを得ないということで、この生物多様性おかやま戦略という形でご理解いただきたいと思います。

(事務局) 他県でも、言葉としては、戦略と使っておりますが、わかりやすい副題を設けているところも多々ございます。そういったことも検討させていただき、またご議論いただいて進めていけたらと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長 この部分は動かさないだろうと思いますので、何かそういう配慮をしていただければいいと思います。

それでは、この件は継続審議ですのでここまでにさせていただきます。

(事務局) (第11次鳥獣保護事業計画案について説明。)

委員 この計画(案)の概要についての有害鳥獣捕獲の許可の農林業者という定義ですが、これは何で、どこで仕分けをされるのかを教えてくださいたいと思います。

(事務局) いわゆる有害鳥獣捕獲の許可における農業者の特例の農業者とはという定義については、今回のこの計画が決定しましたら、その計画に基づきまして、追って県の中で鳥獣捕獲許可事務処理要領を改正する予定としております。その中で、捕獲許可の事務を行っております市町村の現場の状況を十分お聞きした上でと思っています。国におきましては、一定の収入を得ている者、農業あるいは林業において一定の収入を得ている者という定義がございます。これをどのような形で要領に落とし込んでいくかという作業をこれからしたいと思っています。確認方法も含めまして。

委員 収入が何百万円とか、その辺のことはまだ考えられてないということですか。

(事務局) 岡山県だけで考えるのではなく、他県の様子、そして何より大切なのは市町村が実際4月から動けることということ踏まえて、要領の中で整理していきたいと考えております。

委員 1円からでも収入があるということになると大変市町村が困ると思います。県にうまく指導していただかないと猟友会としても大変困っていきたくないと予測されますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(事務局) 承知いたしました。

会長 当然県が統一的に指導するということになると思いますが、精神としては今まで狩猟者をお願いをしてやっていたのを自らできるようにしたという趣旨が生きるような形で基準をつくっていただきますようによろしくお願ひします。

(事務局) 実際に許可を出される市町村が動きやすいような方向で整理していこうと思います。

会長 ほかに何かありますでしょうか。もし、特段のご意見、ご質問がないようでしたら、平成23年8月19日付の諮問事項につきまして、ここで答申案を取りまとめおきたいと思ひます。今いろいろご指摘をいただきましたが、内容として特に問題がないという具合に考えますので、原案は適当であるという形にさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会長 平成23年8月19日付の諮問事項につきましては、原案は適当であるということにさせていただきます。

(事務局) (第4期ツキノワグマ保護管理計画(案)、第3期ニホンジカ保護管理計画(案)及び第3期イノシシ保護管理計画(案)について説明。)

委員

ツキノワグマの出没対応基準の第3段階、前回いただいていた資料で、殺処分した個体は県が今後の保護管理のための資料として活用する、残部位については売買されることのないように関係者立ち会いのもとに埋設または焼却処分とするというのが今回削除というご説明をいただいたのですが、どのような議論があって、削除された場合にどのような対応をされるのかということをお教えいただけますでしょうか。

(事務局)

地元の方から、殺処分といいますが、殺すところだけやらずのかという話もありましたので、削除しているところがあります。ただ、県としましても保護管理を行う観点で必要な調査等もあるので、提供いただけるのであれば死体については提供していただいて、調査に役立てるといって考えております。

委員

人命にかかわることですので、殺処分自体は、場合によってはやむを得ないと考えていますが、県が直接処分する、市町村が処分する、いずれの場合にもやむを得ず処分された個体というのは、最大限の努力をもって資料として保管を目指すべきだと思います。

(事務局)

できるものにつきましては、県としても資料として活用したいと思っております。また、兵庫県等でも、同一個体群について、解剖したり、さまざまな調査が行われておりますので、そういった情報も収集しながら今後の保護管理の方策等に役立てていきたいと思っております。

委員

ツキノワグマが大体岡山県に何頭ぐらいが適正なのかがよくわかりませんし、そういうことをきちんとこれから調べようとするためには、何らかの資料、特に遺伝的な解析というものをきちんと進めていかなければいけないだろうという気がします。

一方で、例えば他県の場合ですが、ツキノワグマの肉が、kg当たりかなりの高価で売買されているということもあって、完全に削除ということになると、どんどん撃ってしまえみたいな方向に行ってしまうのは、現状ではどうなのかなという気がいたします。抑止力として何らかの形で何か文章を残しておいたほうがいいのかという気がいたします。

次に、ニホンジカの生息状況ですが、平成18年から平成22年、生息分布が県の半分だったのが、県べた塗り状況になっています。ニホンジカの捕獲数の年推移はずっと上がってきておりますが、狩猟者登録数がどんどん減っていき、さらに狩猟免許保持者の年齢構成を見ますと、一般の社会以上のスピードで非常に高齢化が進んでいます。

今までどおりの、今までのやり方の延長でやるのは、もう計画が破綻していると言ってもいい、あるいは破綻に近いという気がします。歴史的に動物との対応、かかわりみたいなものを考えてみますと、第1段階としてそれなりの軋轢があった場合には殺処分というか駆除する、第2段階としては、例えば柵を設けて、要するに棲み分けというか入らせないようにするというものがあつたのですが、もう恐らく第3段階、要するに、極端なことを言うと、もうちょっと別の方策で、特にシカみたいな草食動物に対しては、どうやって心理的な圧迫を集団としてのシカに加えるかというような、そういう段階を考える状況にもう明らかになっています。これは喫緊の課題だと思います。見直しをするということを入れていただいたのですが、すぐに見直しをしなければいけない状況が来るのではないかと思います。

(事務局)

ツキノワグマですが、殺処分等をするのは市町村であったり、市町村が依頼した駆除班であったりするわけですが、権限はあくまでも県にありますので、許可に当たっては地域の実情を十分精査し、慎重に判断していきたいと考えております。

県内の個体数が、何頭が適正かというお話ですが、こちらは東中国地域個体群、これが絶滅のおそれのある地域個体群ということで守っていきましようということで、個体群全体として考えていく必要があると考えております。兵庫県、鳥取県と情報を共有しながら管理を進めていって、岡山だけ、例えば、一頭も殺さない、保護する、出てきたクマは全部返すとか、岡山だけ全部殺してしまうとしても、結局は個体群全体で考えていかないとツキノワグマは守れないと考えております。

それから個体数の推計につきましては、平成24年度から推計を始めていきたいと考えております。

ニホンジカについてですが、このニホンジカの保護管理計画は、そもそもが鳥獣保護法や鳥獣保護事業計画に基づきどのように保護していくかという制度を前提に立った中で、結局規制を緩和して狩猟による捕獲を促進しようとするのが限界な部分がございます。

被害防除に関するところについては、農林水産部局が今年度被害防止対策の推進会議を立ち上げております。そういった動きを踏まえて、各出先事務所におきましても、兵庫県などが一斉に大量に捕獲するような、そのようなわなを実際に仕掛けてみて効果を検証していこうという動きが始まっております。そういったところへの情報提供は十分していくこととしたいと思います。

委員

例えば、今、狩猟免許をお持ちの方々、ハンターの方々の状況を考えると、それだけでは現状に対応し切れないので、囑託ですとか、あるいはシカの個体数の管理をするような職種を少しお考えいただいているかがかなということですが。

(事務局)

県の非常勤職員として雇って専属でというような取り組み方ですが、今、この計画の中ではそこまで踏み込んだ検討ができていないので盛り込んでおきませんが、向いてる方向としては同じと考えておりますので、新たな取り組みはどんどん情報収集しながら積極的に取り組んでいきたいと思っております。

委員

先ほどの話ですが、この文言にそういう方向の検討をするとか、そういった文言を入れたらいかがでしょうか。多分、県も一生懸命努力されているのはわかるのですが、これでは近未来的に、多分とんでもない状況になりかねないような気がして仕方がない。対応が間に合わない、今、努力をなさっているスピードでは、シカの増えるスピードに多分追いつかないのではないかと危惧を私はもちます。

会長

委員がおっしゃった意味のことをどこかで盛り込んだ文章にして、それを会長と事務局でつくりまますので、つくったものを後ほど皆さんにお渡しするという取り扱いでやらせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

方向性のことを少し書き加えるということでこの原案を通していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全委員 (異議なし)

会 長 平成23年8月19日付の諮問事項3、4、5につきましては、この原案は適当であるという形で審議会の決議とさせていただきたいと思えます。